

広島県告示第三百六十七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定によって、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

平成二十五年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

二級河川賀茂川水系賀茂川

二 河川管理施設の名称又は種類

仁賀ダム天端部及びダム管理道

三 河川管理の施設的位置

竹原市仁賀町字川井三八五二番から同町字川井一六八七番一（右岸）まで

竹原市仁賀町字芙蓉一〇一七番三から同町字堂陣一六五五番一（左岸）まで

竹原市仁賀町字川井三八五二番地先（右岸）から同町堂陣一六五五番一地先（左岸）まで

四 管理を行う者の名称（代表者）及び住所

1 名称 道路管理者 竹原市

2 住所 竹原市中央五丁目一番三五号

五 管理の内容

道路専用施設（ダム天端路面、ダム管理道路路面（路盤までの部分を含む。）、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設、改築、維持又は修繕

六 管理の期間

平成二十五年三月二十九日から当該道路の存続する日まで